

**「西陣を中心とした地域活性化ビジョン」推進に係る  
「活性化プロジェクト等連携事業」コーディネート業務委託仕様書**

## **1 委託業務名**

「西陣を中心とした地域活性化ビジョン」推進に係る  
「活性化プロジェクト等連携事業」コーディネート業務

## **2 委託業務実施の背景**

西陣を中心とした地域は、西陣織をはじめとする伝統産業や伝統文化・伝統芸能、寺社、花街の文化、歴史的な町並み、商店街、観光スポットなど、多彩な魅力・資源を有している。それらをいかした活性化を図るため、本市では「西陣を中心とした地域活性化ビジョン～温故創新・西陣～」(以下「活性化ビジョン」という。)を平成31年1月に策定し、活性化に向けた取組を進めている。

この活性化ビジョンは、行政だけでなく、市民や地域、事業者、行政など地域に関わる幅広い主体の役割分担の下、ひとごとではなく、「自分ごと」「みんなごと」として取組を進めることとしており、これまで、将来的に民間主体の自立的な取組を展開させ、活性化の動きをエリア全体に広げていくことを目指す「民間主体の活性化プロジェクト」(以下「活性化プロジェクト」という。)の運営などに取り組んできた。

エリア内においては、活性化プロジェクトをはじめ、様々な活性化の動きが展開されているが、活性化ビジョンに掲げる将来像の実現に向けては、これらの動きをつなぎ合わせ、より大きな活性化の動きを生み出していく必要があるため、令和5年度から本業務を実施している。

## **3 委託業務の目的**

本業務は、活性化ビジョンに掲げる将来像の実現に向け、これまでに立ち上げた活性化プロジェクトを中心に、地域内外の様々な主体をつなぎ合わせ、新たな連携の取組を創り出し、より大きな活性化の動きを生み出すことを目指すものである。

令和6年度は、令和5年度の本業務の取組で構築された様々な主体との連携を軸に、更に連携や取組の範囲を拡大させ、より大きな活性化の動きを生み出すことに取り組む。

今後、本業務で生み出した連携を土台に、エリア内の連携の範囲を段階的に広げ、更に大きな活性化の動きを創り出していくことにより、多彩な魅力や資源等を有する「西陣を中心とした地域」への注目を集め、新たな西陣の未来を拓くまちづくりの取組をより一層推進していく。

## **4 委託業務の対象範囲**

活性化ビジョンにおいては、「西陣」の範囲を限定することなく、地域特性を丁寧に踏まえながら活性化の方策に応じて、「西陣を中心とした地域」として、柔軟かつ効果的に捉えることとしており、本業務の実施においても同様の考え方とする(エリアのイメージは活性化ビジョン3ページ参照)。

## 5 委託業務内容

### (1) 連携の取組実施に必要なコーディネート等

活性化プロジェクトを中心に、エリア内の活性化に取り組む主体等をつなぎ合わせ、それぞれの強みを掛け合わせるなどのコーディネートを行うことにより、新たな連携の取組を実施する。

新たな連携の取組は、活性化プロジェクト等が主体となり、本市との協働により実施するものとする（将来的な自走化を見据えた民間主体の取組として展開する。）。

※ 「主催：活性化プロジェクト等、共催：京都市」、「実行委員会形式（活性化プロジェクト及び本市が参画）」等での実施を想定。

#### <活性化プロジェクト>

| 名称                    | 取組内容                                          |
|-----------------------|-----------------------------------------------|
| 路地から始める西陣暮らし          | 路地の魅力をいかした移住促進、暮らしの文化の継承等に取り組むプロジェクト          |
| ニシジンプラス<br>NISHIJIN + | 伝統産業とブランド等とのコラボ商品の開発・販売、展示イベントの開催等に取り組むプロジェクト |
| 西陣ネイバーフッド             | 新たな連携や事業を生み出すクリエイティブなプラットフォームを運営するプロジェクト      |
| 西陣connect<br>コネクト     | 国内外の人や企業を西陣に惹きつける活動を展開するプロジェクト                |

※ 活性化プロジェクトの詳細：<https://nishizine.city.kyoto.lg.jp/project/>

### ア 活性化プロジェクト等との連携

本業務の実施に当たっては、活性化プロジェクト等との連携が不可欠となることから、新たな連携の取組の実施に向けた情報共有や意見聴取を随時行うなど、良好な関係を構築・維持できるように努めること。

### イ 「企画会議（仮称）」の開催

令和6年度に実施する連携の取組を検討するため、活性化プロジェクト及び本市職員等が参画する「企画会議（仮称）」を適宜開催する。

※ 会議の参画メンバーは、本市職員以外に6名程度を想定。

※ 必要に応じて、会議に参画するメンバーを追加することも可能（参画メンバーは本市との協議により決定）。

### ウ 連携の取組決定

「企画会議（仮称）」での意見等を取りまとめ、本市と協議のうえ、令和6年度に実施する連携の取組を決定する。

### エ 連携先の紹介及び調整等

実施する連携の取組の内容に応じて、必要な連携先（エリア内で活動する企業や団体等）を紹介すること。また、連携に必要な調整等を行うこと。

※ 連携先は、本市及び「企画会議（仮称）」参画メンバーの同意を得て決定する。

## オ 連携の取組の実施

連携の取組の実施に必要な業務（企画、調整、手続き、広報、運営等）をコーディネートし、活性化プロジェクト等と共に取組を実施する。また、必要に応じて「企画会議（仮称）」を開催し、取組の実施に向けた詳細の検討等を行う。

※ 具体的な業務内容は、取組決定後、本市との協議により決定する。

## カ 将来的な自走化に向けた仕組みの検討・提案

本業務で実施する連携の取組は、将来的に本市予算がなくても持続可能な民間主体の取組として自走化させることを目指していることから、今後の自走化に必要な仕組みを検討し、可能な範囲で本業務の実施内容に反映させること。また、「企画会議（仮称）」等で実施内容を検証するなどし、今後に向けた提案を行うこと。

## (2) 連携の取組案の提案

「企画会議（仮称）」において、実施する連携の取組を決定するに当たり、その議論の基礎となる取組案を、以下の留意点を踏まえて複数（5案以上）提案すること。

なお、令和5年度の取組の一つである「てくてく西陣デジタルスタンプラリー！～フォトコンテスト同時開催～」は、継続実施を目指していることから、取組案の一つに含めたうえで、令和5年度の取組で生まれた繋がりや連携を更に発展させる実施方法等を提案すること。

※ 多様な視点からエリアの活性化につながる取組案を検討し、その理由を含めて提案すること。

※ 将来的な自走化を目的としていることから、一過性の取組ではなく、継続性を重視した取組案とすること。

### <留意点>

- ・ 令和5年度の取組で生まれた繋がりや連携を更に発展させる取組であること。
- ・ 「提案募集要項」に記載の予算の範囲内で実施可能な取組であること。
- ・ 活性化プロジェクトを中心に連携する取組であること。
- ・ 活性化プロジェクト等の連携するメンバーの強みをいかした取組であること。
- ・ 西陣を中心とした地域に人を呼び込む取組であること。
- ・ 地域の回遊性向上につながる取組であること。
- ・ 地域の多彩な魅力・資源を発信する取組であること。

### <取組例>

回遊性向上につながるライトアップの実施、地域の魅力や資源を発信するイベントの開催、回遊性の向上に資する紙媒体（マップ等）の作成等

### <令和5年度の取組>

- ① 西陣ピック！～ものづくり体験&まるごとマルシェ～
- ② 第1回 てくてく西陣デジタルスタンプラリー！～フォトコンテスト同時開催～

※ 取組の詳細：<https://nishizine.city.kyoto.lg.jp/project/renkei/>

## (3) 連携・協力

必要に応じて、当該地域において本市が実施する他の事業等との連携・協力を行う。

#### (4) 業務実施に当たって、特に留意すべき事項

- ア 資源や担い手の掘り起こし、ネットワーク化、戦略的な情報発信によるブランド化など、将来に向けた広がりや可能性を生み出す事業とすること。
- イ 今後、連携の範囲をエリア全体に広げていけるよう、様々な主体や活動を巻き込むことを意識した事業展開とすること。
- ウ 文化庁の京都移転を踏まえ、事業の内容に関わらず、活性化ビジョンに掲げる「方策①暮らしの文化の継承」及び「方策②伝統文化・伝統芸能の「ほんもの」の魅力に触れる機会づくり」を意識し、歴史・文化の継承にもつながる事業となるよう工夫すること。
- エ 定期的に進捗状況を共有する場を設けるなど、本市との連携を密にして業務を実施すること（具体的な情報共有の頻度等については、契約締結時に協議を行う）。

### 6 成果物

次に掲げる成果物を京都市に提出すること。

- |                            |     |
|----------------------------|-----|
| (1) 業務完了報告書                | 4 部 |
| (2) 当該業務の遂行過程で取得し、又は作成した資料 | 一式  |
| (3) 上記(1)・(2)に係る電子データ      | 一式  |

### 7 その他

#### (1) 協議事項

仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、本市と受託者との間で協議を行う。

#### (2) 個人情報等の保護

受託者は、本業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報を、本業務の目的外に使用してはならない。委託期間終了後も同様とする。

#### (3) 損害賠償

本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。

#### (4) 知的財産権

成果物（上記「6 成果物」）の作成過程で発生した本業務に固有のアイデア、デザイン、手法、資料の知的財産権は、本市に帰属するものとする。

#### (5) 自主的な情報収集

受託者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行うこと。

#### (6) 会議又は打合せ場所の確保

受託者は、当該業務の遂行に当たり、本市と会議又は打合せを行う必要があるときは、市役所内で行う場合を除き、会議又は打合せの場所を確保すること。